

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（抄）

昭和61年 5月23日法律第66号
平成26年 6月13日法律第70号改正まで

（目 的）

第1条 この法律は、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができるみちを開き、かつ、その法律事務の取扱いを弁護士の例に準じて規律する等の特別の措置を講ずることにより、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 弁護士 弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定による弁護士をいう。
- 一の二 弁護士法人 弁護士法の規定による弁護士法人をいう。
- 二 外国弁護士 外国（法務省令で定める連邦国家にあつては、その連邦国家の州、属地その他の構成単位で法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するものをいう。
- 三 外国法事務弁護士 第7条の規定による承認を受け、かつ、第24条の規定による名簿への登録を受けた者をいう。
- 三の二 外国法事務弁護士法人 外国法に関する法律事務（外国において効力を有し、又は有した法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。第50条の5第1項において同じ。）を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、外国法事務弁護士が設立した法人をいう。

四～十五 〔略〕

（職 務）

第3条 外国法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする。ただし、次に掲げる法律事務を行うことは、この限りでない。

- 一 国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成
- 二 刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯人引渡審査請求事件における補佐
- 三 原資格国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明
- 四 外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達
- 五 民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第五号の公正証書の作成嘱託の代理
- 六 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利（以下「工業所有権等」という。）の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。以下この条において同じ。）の作成

2 外国法事務弁護士は、前項の規定により職務として行うことができる法律事務であつても、次に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならない。

- 一 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権等の得喪又は変更を目的とする法律事件のうち、前項第六号の法律事件以外のものについての代理及び文書の作成
- 二 親族関係に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成
- 三 国内に所在する財産で国内に居住する者が所有するものに係る遺言若しくは死因贈与に関する法律事件又は国内に所在する財産で死亡の時に国内に居住していた者が所有していたものについての遺産の分割、遺産の管理その他の相続に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

(職務外の法律事務の取扱いの禁止)

第 4 条 外国法事務弁護士は、前条第1項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行つてはならない。

(指定法に関する法律事務)

第 5 条 外国法事務弁護士は、前条の規定にかかわらず、第16条第1項の規定による指定を受け、かつ、第34条第1項の規定による指定法の付記を受けたときは、指定法に関する法律事務を行うことができる。ただし、第3条第1項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により指定法に関する法律事務を行う場合について準用する。

(指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務)

第 5 条の2 外国法事務弁護士は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務（当該特定外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。以下「特定外国法に関する法律事務」という。）を行うことができる。ただし、第3条第1項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

- 一 当該特定外国法に係る特定外国における外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であつて外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行つてはいる者を除く。）
- 二 外国法事務弁護士であつてその原資格国法又は指定法が当該特定外国法である者
- 三 外国法事務弁護士法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である社員が業務を執行する場合に限る。）

2 第3条第2項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により当該特定外国法に関する法律事務を行う場合について準用する。

(国際仲裁事件の手続の代理)

第 5 条の3 外国法事務弁護士は、前3条から前条までの規定にかかわらず、国際仲裁事件の手続（当該手続に伴う和解の手続を含む。以下同じ。）についての代理を行うことができる。

(弁護士法の準用等)

第 6 条 弁護士法第1条及び第2条の規定は、外国法事務弁護士について準用する。

2 弁護士法第72条の規定は、外国法事務弁護士には適用しない。

(外国法事務弁護士となる資格)

第7条 外国弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる資格を有する。

(登録)

第24条 外国法事務弁護士となる資格を有する者が、外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に、氏名、生年月日、国籍、原資格国の国名、国内の住所、事務所、所属弁護士会その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない。

2 外国法事務弁護士名簿の登録は、日本弁護士連合会が行う。

(弁護士法の準用等)

第50条 弁護士法第23条から第30条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。この場合において、同法第25条第六号から第九号までの規定中「規定する法人」とあるのは「規定する法人又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第2条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人」と、同法第30条第2項及び第4項中「営利業務従事弁護士名簿」とあるのは「営利業務従事外国法事務弁護士名簿」と読み替えるものとする。

2 弁護士法第74条第2項の規定は、外国法事務弁護士には適用しない。

(非外国法事務弁護士の虚偽標示等の禁止)

第61条 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人でない者は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 外国法事務弁護士法人でない者は、その名称中に外国法事務弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第68条 第61条の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。